



# オレンジ通信

今回のオレンジ通信では、昨年の四月より始まった制度について説明を行います。

① 各病棟に「退院後生活環境相談員」がつくことになりました。

## 《退院後生活環境相談員とは？》

退院後生活環境相談員とは、医療保護で入院された患者さんやそのご家族の方からの相談に応じるほか、患者さんの退院促進に努めています。また、必要に応じて地域援助事業者を紹介するなど、患者さんの退院後の生活環境調整に努めています。

## 《どのようなことをしているの？》

1) 退院に向けた相談支援

→患者さん本人のみならず、そのご家族の方からの相談にも応じています。

2) 地域援助事業者等の紹介

→必要に応じ、相談支援事業所や居宅介護支援事業所、地域包括支援事業所等の紹介をしています。その他、社会資源情報の提供も行っています。

3) 退院調整に関する支援

→退院に向け、居住の場の確保など退院後の環境調整を行うとともに、必要に応じて地域援助事業者等と連携する等、円滑な地域生活への移行を図ります。



② 法律から「保護者に関する規定」が削除されました

《保護者とは？》

これまで、精神疾患を有する者につき一人の「保護者」を決めなければなりませんでした。そして保護者である方は、以下の役割が法律に規定されていました。

- |                            |
|----------------------------|
| 1) 治療を受けさせること              |
| 2) 財産上の利益を保護すること           |
| 3) 診断が正しく行われるよう医師に協力すること   |
| 4) 医療を受けさせるに当たって医師の指示に従うこと |
| 5) 回復した措置入院者等を引き取る         |
| 6) 医療保護入院の同意をすることができる      |
| 7) 退院等の請求をすることができる         |

そしてこの「保護者」とは、以下の者と規定されていました。

- |                                |
|--------------------------------|
| 1) 後見人 または 保佐人                 |
| 2) 配偶者                         |
| 3) 親権を行う者                      |
| 4) 2、3以外の扶養義務者のうちから家庭裁判所が選任した者 |

《昨年の4月からは・・・》

「保護者」は主に家族がその役割を担っていました。その家族の高齢化等に伴い、負担を減らすために削除されることになりました。

《削除されて変わったこと》

医療保護入院の同意について、家族等のうちのいずれかが同意すれば良いこととなりました。この家族等とは、配偶者・親権者・扶養義務者・後見人または保佐人となっています。また「退院等の請求をすることができる」ことは、精神障害者の人権擁護に係ることから、保護者の代わりに家族等が担っていくことになりました。